



相続でもめないための遺言書の書き方

先月お伝えしたエンディングノートは、自分の希望を家族に伝えるためには意味があるのですが、法的効力はありません。そのため近年は「残された家族が相続で争ったり、路頭に迷うことのないように」との配慮から遺言書を作成する人が増えています。しかし、せっかく書いた遺言書に不備があったり、遺言書の内容が相続人にとって納得できないものだったりすると、逆にトラブルのもとになるケースもあります。これらの相続トラブルを避けるための遺言書作成の基礎知識を簡単に紹介します。

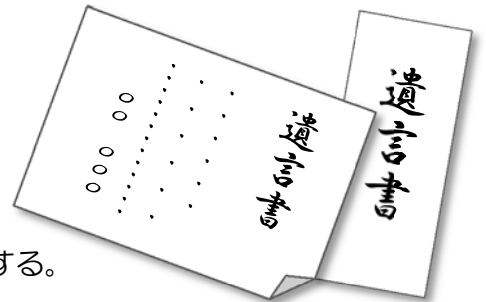


・・・遺言書が必要なケース・・・

- ①子どものいない夫婦
- ②再婚した夫婦
- ③内縁関係の夫婦
- ④相続人に行方不明者がいる
- ⑤離縁していない養子がいる
- ⑥事業を営んでいる
- ⑦アパートなどの賃貸物件を所有している
- ⑧家族以外の人に何らかの財産をあげたい
- ⑨財産が不動産など分けにくいものが多い
- など

・・・遺言書作成のポイント・・・

- ①家族が今の生活を続けられることを優先で
- ②これまで家族にしてやった事、自分がしてもらった事を考慮する
- ③具体的に「誰にどの財産を相続させる」などと記入する
- ④不動産はなるべく相続人一人に絞る
など、各相続人に配慮した内容にする。



・・・遺言書の一般的な種類・・・

種類	① 公正証書遺言	② 自筆遺言
作成方法	公証役場で公証人に作ってもらう。	全文を自筆で書く。
証人の有無	証人2人の立会いが必要。 証人は後日、本人の意思を証明できる。	証人は不要。 後日、遺言書の真意をめぐり紛争になることがある。
作成費用	資産に応じて費用がかかる。	費用はかからない。
保管方法	公証役場でも保管される。	自分で保管しなければならない。 紛失や破棄される危険がある。
検認手続き	公証人が関与しているので、家庭裁判所の検認不要。	家庭裁判所の検認必要。 費用、時間がかかる。
遺言の効力	専門家が作成するので無効になる心配が少ない。 原本を公証役場で保管するので変造や紛失の恐れがない。 寝たきりや身体不自由でも遺言書が作れる。	ルールに従って作成しないと無効になる心配がある。 死後発見されないことがある。



相続では日常生活とは違った法律や税金などが関わってきます。知らなかったことで思わぬトラブルに会うこともあります。LPAでは、「相続でもめないための遺言書の書き方」の学習会で相続にまつわる基本的な知識を学ぶことができます。ぜひご参加ください。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。
【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局
 TEL : 092-947-9003 FAX : 092-947-9192